

大浦天主堂境内に関わる
撮影・掲載許可及び画像・映像利用許可に係る遵守事項

大浦天主堂境内は、宗教法人カトリック長崎大司教区が所有する文化財である。これらに関わる画像・映像等の放映・掲載について、所有者の尊厳を損なわないものに限り、以下に掲げる諸事項を遵守することを条件に許可を出す。その手続きは管理者である大浦天主堂キリシタン博物館が窓口となる。

1.撮影時の遵守事項

- a. 遅くとも3週間前までに「撮影・掲載申請書」を大浦天主堂キリシタン博物館に提出し、許可を得ること
- b. 撮影当日は管理者より発行された「撮影・掲載許可書」を持参して博物館の総合事務所（旧羅典神学校地階）で受け付けを行い、博物館から支給される名札を身に付けること
- c. 撮影時には管理者の担当者が常に立ち会い、撮影方法や場所について指示を仰ぐこと
- d. 大浦天主堂内の撮影が認められている場合を除き、堂内に立ち入っての撮影は行わないこと
- e. 大浦天主堂内では人物を入れての撮影は行わないこと
- f. 来館者の妨げになるような撮影は行わないこと
- g. 映像を使用した作品（映画、テレビ番組、写真、雑誌、書籍等）については、放映・刊行後に一部を大浦天主堂キリシタン博物館に寄贈すること
- h. 虚偽の申請または管理者の指示に従わない等の理由により、許可を取り消す場合があること
- i. 問題が生じた場合は申請者が全責任を負うこと

2.大浦天主堂境内画像利用の遵守事項

- a. 遅くとも3週間前までに「大浦天主堂境内画像・映像利用申請書」を大浦天主堂キリシタン博物館に提出し、許可を得ること
- b. 画像・映像を使用した作品（映画、テレビ番組、写真、雑誌、書籍等）については、放映・刊行後に一部を大浦天主堂キリシタン博物館に寄贈すること
- c. 承諾した以外の画像を使用しないこと
- d. 二次利用の際は改めて申請すること
- e. 使用する画像や映像に合成等の著しい加工を施さないこと
- f. 虚偽の申請または管理者の指示に従わない等の理由により、許可を取り消す場合があること

g. 問題が生じた場合は申請者が全責任を負うこと

3.商品製作時の遵守事項

- a. 許可が必要な期日の遅くとも 1 ヶ月前までに「大浦天主堂境内画像利用申請書」を大浦天主堂キリシタン博物館に提出し、許可を得ること。申請の際には、商品の見本（企画書でも可）及び企業・団体等の概要書を添付すること
- b. 教会が祈りの場であることを認識し、そのイメージを損なう恐れが無いように配慮すること
- c. 商品パッケージ・包装・缶等、破り捨てられたり、踏みつけられたりする恐れがあるものについては、何らかの工夫をし、配慮したデザインにすること
- d. 商品の完成後、速やかに大浦天主堂キリシタン博物館に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができる
- e. 製作した商品の商標登録はしないこと
- f. 虚偽の申請または管理者の指示に従わない等の理由により、許可を取り消す場合があること
- h. 問題が生じた場合は申請者が全責任を負うこと**

〈ご支援のお願い〉

当館の入館料の一部は、文化財となっている長崎県下の教会堂の維持に役立てられております。こうした活動にご賛同いただけます場合は、寄付等のご支援をいただけますと幸いです。寄付等の支援については、認定 NPO 法人世界遺産長崎チャーチトラストのホームページ「長崎の教会群保存サポーター制度」(<http://www5.cncm.ne.jp/~ngs-ch/ct02-02.html>) をご参照ください。

お願い

過去の撮影において諸事項を遵守いただかず、撮影後に掲載許可を取り消した例がございます。上記遵守事項をよく確認し、教会が祈りの空間であることを忘れずに撮影に臨んでくださいますようお願い申し上げます。

大浦天主堂キリシタン博物館

以上